

被申之、是は上様御里かたたるによりての事也、不可洩、自餘由其沙汰在之、さもあるべき事歟、
〔日次紀事二見〕此月、禁裏院中兩傳奏并院參之、公家爲使節使、趣關東而被賀新年、諸親王、諸門跡等、各以使者賀之、

〔幕朝年中行事歌合上〕十一番 右 台宗參賀

枝高き御法の花の春の色に苔の衣は名のみなりけり略○中

台宗年賀は、御札納の式畢て、輪王寺の宮御所に出給ひ、歳首の賀あり、台宗紫衣色衣の僧等まで出て拜謁す、御たまの別當坊官家司の類は、帝鑑の間の庇に並居て賀し奉れり、

〔光臺一覽一〕當月○三上旬之内、關東へ年頭之御禮として、略○中五攝家親王家四軒、清花九軒、宮門

跡、攝家門跡等之者、代之使者、諸大夫坊家十九軒之昵近衆之家司、尤武家傳奏の雜掌四人供奉す、其外地下被番の内、御禮勤來りし族は、右の堂上方の馬下に付などして參府す、略○中扨勅使御對

面、略○中其次は攝家親王、宮門跡方、清花の諸大夫昵近の名代家司、任例御禮相濟、此御座敷是迄也、

其後右之諸大夫家司、傳奏雜掌等、格式舊例之獻上物にて、自分の御禮申上る、御書院の廣椽也、何れも披露は高家方也、略○中扨其次之日御殿中にて御振舞、略○中翌日は御休息日、略○中其翌日、略○中

攝家親王、諸門跡方、清華、昵近の諸大夫家司、傳奏雜掌迄御暇被下、銀十枚、時服一襲宛拜領する也、是等の家司雜掌之内には、別にも、無筋目拙き諸士なるべし、一旦高家に仕官せる御影にて、日本

の大將軍の御前に出て拜領物等仕事、時之面目身之冥加、あり難き事ども也、

〔光臺一覽三〕扨御攝家方より關東へ御書通之御文言格式は、又面白き御文體なり、享保の初年頃、鷹司前關白左大臣兼熙公御書御文言拜見仕畢、總體五攝家如斯よしなり、御祐筆認之由也、大中

納言にて御若年之方は、御自筆も有げに候、

肇年之慶賀多幸に候、大樹公倍御機嫌能御迎歲之旨、日出度珍重に思給候、依之以名代牧野宮